

光本圭佑議員による 日本維新の会の政務活動費の 不可解な入出金等に係る 調査特別委員会

3月12日

(発言の内容)

前迫委員長 ただいまより、光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る調査特別委員会を開会いたします。

御報告いたします。現在の出席委員は8人であります。

次に、本日の議事については、タブレットに配付の本委員会の進め方のとおりであります。

これより議事に入ります。

調査報告書（案）について

(発言の内容)

前迫委員長 調査報告書（案）についてを議題といたします。

本件につきましては、準備会において協議を重ねてまいりました。一定、調査報告書の内容がまとまりましたので、その案について御報告いたしたいと思えます。

それでは、タブレットに配付しております資料について事務局より説明させます。

事務局 それでは、光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る調査特別委員会調査報告書（案）について御説明いたします。

恐れ入りますが、まず、タブレットに配付しております資料のほうを御参照願います。

最初に2ページをお開き願います。

まず目次でございますが、報告書につきましては2章で構成されており、第1章が本編、第2章が資料編となっております。

本日は第1章を中心に御説明させていただきますので、第2章につきましては御清覧いただきますようお願いいたします。

次に、5ページをお開き願います。

1、本市議会におけるこれまでの対応でございますが、令和4年6月、令和3年度から4年度に日本維新の会に交付された政務活動費において、元日本維新の会所属 光本圭佑議員による複数にわたる不可解な入出金や、有印私文書偽造及び変造の疑いが発覚した。このため、即座に会派代表者会を開会し、同議員に対し事情等を問いただしたが、十分な説明がなされず、

真相究明にはほど遠い状況であった。同議員のこうした態度を踏まえ、令和4年8月に議会事務局長が兵庫県警察本部に有印私文書偽造及び変造などの疑いで同議員を刑事告発し、令和5年12月に神戸地方検察庁は同議員を有印私文書偽造及び変造に加え、業務上横領の罪で在宅起訴した。

その間、本市議会は当該事件の発生を重く受け止め、市民からの信頼を回復すべく、今後二度と同様の事象が起こらないよう政務活動費に係る各種規定の検証、必要に応じた見直し等に関することを協議するため、令和4年6月に「政務活動費の制度検証等特別委員会」を設置し、令和6年5月まで計13回にわたり、原因の分析、制度上の課題・問題点の洗い出しなど検討を重ね、制度の見直しを行った。

また、令和5年3月には市民からの調査請求を受け、議長において尼崎市議会議員政治倫理審査会を設置し、同年11月に本審査会から本市議会において、光本圭佑議員に対し、議員辞職勧告決議をするのが妥当との審査結果報告がなされた。

本市議会においても、光本圭佑議員に対し、令和4年6月、令和5年6月・11月の3度にわたり全会一致で辞職勧告決議を可決したとしております。

次に、2、調査の趣旨でございますが、令和5年12月に在宅起訴された際、新聞報道等によると起訴された事件の横領金額は総額約200万円とされ、不可解な入出金のすべての事案が起訴されたわけではないことが判明した。このため、本市議会議長は起訴されていない事案について、その真相究明を行うべく地方自治法第100条の規定に基づく調査を行う方針を表明した。ただし、起訴された事件の確定には第1回公判での起訴状朗読を待つ必要があったため、その後に百条委員会を設置して調査をする予定としていた。しかし、令和6年9月時点においても第1回公判は開かれず、そのまま第1回公判を待っていると、現議員の任期満了までに調査を終了することが困難になってきた。

そのため新聞報道等により明らかにされた、起訴された事件の横領金額の総額及び事件発生の時期を考慮し、司法権の独立を侵害しない範囲において、起訴されていないと推測される以下の2つの事件について、地方自治法第100条の規定に基づき特別委員会を設置して調査を行うこととしました。

事件1及び事件2の内容につきましては、御清覧いただきますようお願いいたします。

次に、6ページをお開き願います。

3、調査特別委員会の設置でございますが、こちらにつきましては設置、調査権限、委員会の構成について記載しておりますので御清覧ください。

次に、4、調査の概要でございますが、(1)調査事項

われたと回答していること。また、令和4年3月31日にK社から返金を受けた際に、K社はその場で現金を確認してもらったと回答しているが、光本圭佑氏は確認できる雰囲気ではなかったためその場で確認していないと証言していることなどが挙げられる。

更に、光本圭佑氏がK社に会派広報紙の印刷及びポスティングの発注を行い、金銭のやり取りをしたことを証する直接的な証拠は示されていない。

これらを総合的に判断すると、光本圭佑氏がK社に会派広報紙の印刷及びポスティングの発注を行い、K社との間で現金の授受が行われていたとされることは疑わしく、光本圭佑氏がK社に支払ったとされる203万8,265円を一時的に流用していた可能性も否定できないと言わざるを得ないとまとめております。

次に、30ページをお開き願います。

こちらは、(2)会派内個人使用分の政務活動費の出金(250万円)についてまとめております。

ア、証言及び聴取の概要でございますが、光本圭佑氏をはじめ、本事件の発生当時に同氏と同じ会派「日本維新の会」に所属していた池田りな氏、辻信行氏、寺井大地氏、長崎くみ氏、西田兼治氏、西藤彰子氏、別府建一氏、松岡洋司氏及び安浪順一氏の9人にも出頭を請求し、証人尋問を行うとともに、委員派遣により会派職員にも事情聴取を行った。

証人尋問等で得た主な証言等の概要は、当ページの(ア)から36ページまでの(オ)にまとめておりますので御清覧願います。

次に、36ページをお開き願います。

イ、まとめでございますが、こちらは事件2、会派内個人使用分の政務活動費の出金(250万円)のまとめでございます。

これまで光本圭佑氏が議会事務局・日本維新の会に提出してきた政務活動費250万円を移したとされる屋号付き個人口座の入出金記録や、令和4年6月14日の会派代表者会での説明によると、令和4年4月1日にM銀行M支店に屋号付き個人口座を開設し、会派が割れるかもしれないとの光本圭佑氏による認識のもと、同年4月20日に会派職員に別で管理することになったと説明し、25万円×10人分＝250万円を出金させ、同日にその口座に入金したとのことであった。しかしながら、屋号付き個人口座の入出金記録をM銀行M支店に請求したところ、当該口座は令和4年6月2日に開設されており、同年6月3日に25万円が10回に分けて振り込まれていることが確認できたことから、議会事務局や日本維新の会に提出してきた入出金記録は偽造であることが判明した。同年5月に議会事務局に入出金記録を提出した時点で、既に巧妙に入出金記録を偽造し、その時から欺こうとしていたことが伺える。ま

た、本委員会において令和4年4月20日から同年6月3日までの政務活動費250万円の所在を明らかにするため「光本圭佑」名義の別の口座についても複数の金融機関に請求し、提出のあった光本圭佑名義の口座(個人口座)の入出金記録を見ると同年6月3日にO社から個人口座に250万円が振り込まれ、同日に個人口座から屋号付き個人口座に25万円を10回に分けて振り込まれていることが確認できた。これらの入出金記録から、当該250万円は政務活動費ではなく、これまで光本圭佑氏は虚偽の説明をし続けていたことも判明した。とりわけ同年6月14日の会派代表者会において、光本圭佑氏は同年5月に議会事務局職員にパソコンのWEB通帳の画面を見せたと主張し、またパソコンのWEB通帳の画面を最初は見ることが出来ていたが、その後画面が切れ、再ログインを試みたものの、パスワードエラーによりログインすることができない事象が起こった。しかし、これらの言動はそれまでの虚偽説明を隠すものであり、はなはだ悪質と言わざるを得ない。こうした口座の入出金記録や光本圭佑氏の言動からは、政務活動費250万円の所在が明らかになるどころか、250万円の所在は不明となった。光本圭佑氏は横領や私的流用はない、起訴されていないということは違法性がないと判断されたと主張するが、起訴されていないのは、疑わしい点が全くないため起訴されていないというわけではなく、刑事罰を科す何らかの構成要件が不足しているに過ぎないと推測する。加えて、光本圭佑氏は今まで提出してきた入出金記録の真偽については刑事訴追のおそれがあるとして証言を拒否していることから、何らかの不正行為があることも否定できないとまとめております。

次に、38ページをお開き願います。

6、総括でございます。

こちらは今回の百条委員会による調査結果を踏まえ、全体を通してまとめられたもので、朗読をさせていただきます。

光本圭佑氏の証言には不審な点や証言拒否が多く、他の証人の証言、提出された記録(資料)、関係者の回答をもってしても、不可解な入出金の全容解明には至らなかった。

本委員会ですでに明らかになったことは、これまで光本圭佑氏が開示を拒否してきた屋号付き個人口座の入出金記録をM銀行に請求し提出を受けたことにより、光本圭佑氏がこれまで説明してきた令和4年4月1日に屋号付き個人口座を開設し、政務活動費250万円を令和4年4月20日に当該口座に入金したということは虚偽であったということである。光本圭佑氏が虚偽の説明をし続けなければならなかったことについても理由は不明であるが、政務活動費250万円の所在は不明

のままであり、疑惑は増すばかりである。

光本圭佑氏は折に触れて裁判で説明責任を果たすというが、そもそも起訴されていないと推測される事件（事件2については起訴されていないと光本圭佑氏が証言している。）については裁判で説明責任を果たすことはできない。本委員会は説明責任を果たす場の一つであるにもかかわらず、訴追の恐れがあると証言を拒否している。ということは、自ら説明責任を果たす意思が全くないということにほかならず、また、事件1については、様々な証言をしているものの、K社とのやり取りがあったことを証する書類が提出されておらず、証言の不一致などを考慮すると、両件ともに起訴には至っていないが何らかの不正があると疑わざるを得ない。

さらに、矛盾なく裁判を進めていくためにも回答は控えるとしている。「矛盾なく裁判を進めていくため」とはどういう意味か。事実が一つである限り、本委員会においても裁判においても、証言に矛盾は生じないはずである。本委員会に至るまでにも、事実関係の説明が翻るなど言動に一貫性を欠く場面があったことを考えると、これまで事実を述べることなく、その場で場当たりの説明をしてきたがゆえに、つじつまが合わなくなってきた結果、本委員会においても、特に事件2については証言拒否が多くなり、「矛盾なく裁判を進めるため」という言葉になったと推測する。

これまでも光本圭佑氏の一連の行動、証言から推測すると、最終的に政務活動費が口座に戻っていれば、その間のプロセスはどうであれ問題はないという思考であることがうかがえる。また、自らの支出決定者としての行動はこれまで日本維新の会では普通になされてきたこと、また、事件1と同様のことが以前にもあったが、議会事務局も議長も問題にすらしなかったなどと自らの行動を正当化し、責任転嫁をする場面もあった。

このような光本圭佑氏の対応・態度は誠に不誠実であり、高い倫理感が求められる議員としては資質を欠くものである。市民に対して政治不信を招いたと謝罪するだけでなく、政治不信を招くに至った経緯経過を信用たるに十分な客観的な証拠とともに、早急に事実を自らが説明することを強く求める。

一方で、日本維新の会の内部統制の面では、経理責任者について当時、議会事務局に提出された書類上では経理責任者とされていた西田兼治氏は「（政務活動費上の）経理責任者にはなっていない」と証言し、他の会派所属議員においても当時誰が経理責任者であったのか認識があいまいである議員も複数存在している。当時の日本維新の会においては、経理責任者を通すことなく、会派職員との間だけで出金を行うことが可能

であったとの証言もあり、経理責任者の存在は形骸化し、全く機能していなかったことがうかがえる。このような事態を未然に防ぐことができず、早期に発見できなかった会派の責任は重い。政務活動費の制度検証等特別委員会での検討結果を踏まえ、二度と不正が起これぬよう引き続き着実に制度を運用することをあらためて強く求める。

今回の事件は当時の日本維新の会の経理事務のずさんさも一因ではあるが、第一義的にはその間隙をついた光本圭佑氏に責任がある。

光本圭佑氏においては、自ら説明責任を果たそうとしないどころか、政務活動費を入金したとされていた入出金記録を再三にわたり偽造し、議会事務局・日本維新の会に提出したことや議会をはじめとする様々な場面で虚偽の説明を繰り返してきたことの重大さ及び市民からの負託を踏みにじっていることを自覚し、自ら辞職の判断を下すべきであると総括しております。

以上で、調査報告書（案）についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

前迫委員長 説明は終わりました。

それでは、ただいまの説明に対し質疑や御意見がありましたら発言をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

前迫委員長 いいですか。

それでは、本件につきましては会派に持ち帰り検討願い、本委員会において検討結果を御報告願いたいと思います。

以上で、本日の議事は終了しました。

これをもって光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る調査特別委員会を閉会いたします。